

TKCモニタリング情報サービス通信

中小企業庁の研究会報告を受けて、
TKCは、一層「TKCモニタリング情報サービス」の普及に取り組めます!

(3頁をご参照ください)



TKC全国会会長
坂本孝司

対
談



神戸大学経済経営研究所教授・元金融庁参与
家森信善

■ 神戸大学経済経営研究所家森信善教授とTKC全国会坂本孝司会長による対談	4
■ 日本政策金融公庫とTKC中部会との連携事例	12
■ 緻密な業績管理と巧みな戦略で幾多の危機を突破し筋肉質の会社に	14
オーベルジュ ドゥ オオイシ／税理士法人多田羅会計事務所	

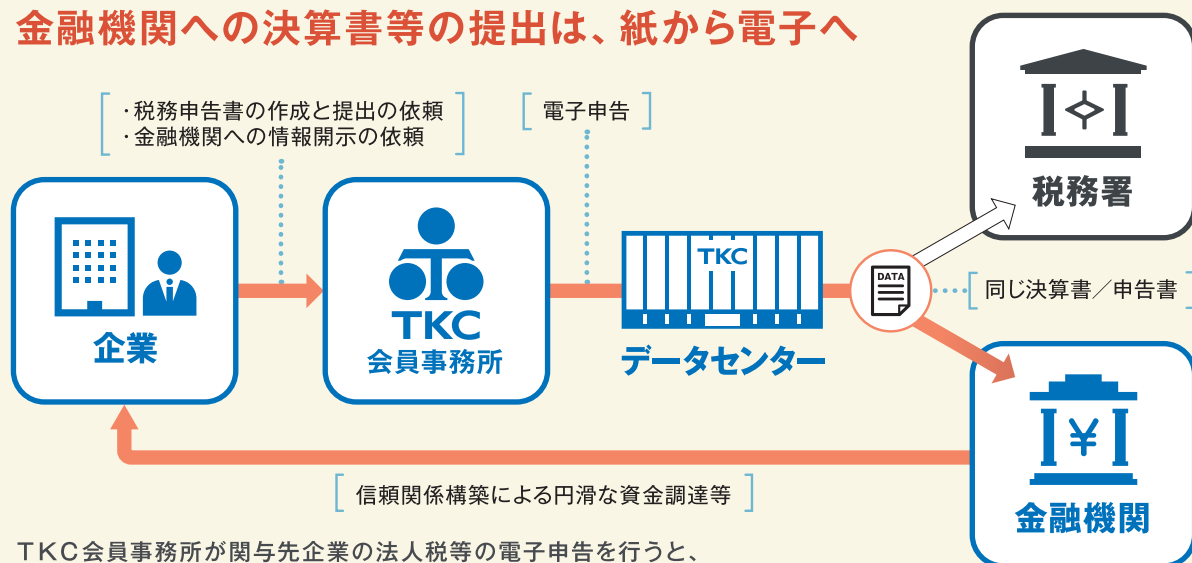
TKCモニタリング情報サービスとは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

●決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

●月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

●【特許第6419378号】取得日:平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

●【特許第6375425号】取得日:平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

TKCは、金融機関・信用保証協会と連携した中小企業支援のために「TKCモニタリング情報サービス」の普及に取り組みます

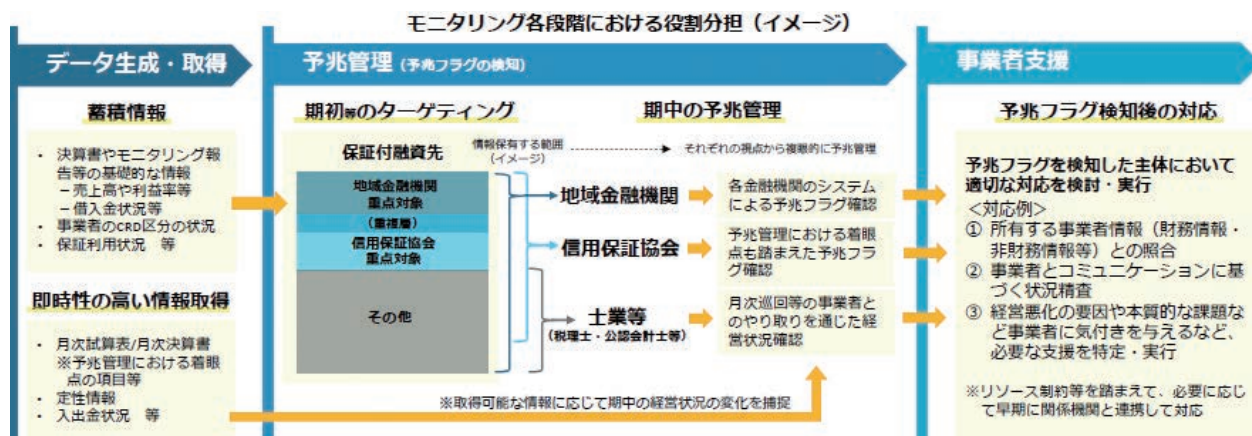
— 中小企業庁の研究会報告を受けて —

当社は、中小企業庁の「円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会」の報告書が今年3月に公開されたことを受けて、地域金融機関（地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合など）や信用保証協会に対して、「TKCモニタリング情報サービス」の普及に向けた活動を強化していく方針を固めました。

今後も一層、TKC会員事務所と連携の上、当サービスをご活用ください！

当報告書には、円滑な事業再生を行うための役割分担として、保証付き融資先を「地域金融機関重点対象」「信用保証協会重点対象」「その他」に分類した上で、「その他」（現段階では経営悪化リスクが比較的小さい企業等）については士業（税理士・公認会計士等）が「月次巡回等の事業者とのやり取りを通じた経営状況確認」をするイメージ図が掲載されています。

また、モニタリングのために地域金融機関と信用保証協会が融資・保証先の財務データを取得する重要性に触れています。



中小企業庁のHPより

TKCグループのニュースリリースはこちらから。



●お問い合わせ先

いまこそ金融機関との「顔の見える関係」構築を！

家森信善神戸大学経済経営研究所教授と坂本孝司会長が約4年半振りに対談し、コロナ禍後のゼロゼロ融資返済の本格化や原材料費高騰・人材難等の外部環境の変化、金融庁による経営者保証に依存しない融資慣行の確立等、大きな転換期を迎えた中小企業金融のあり方について語り合った。家森教授は、中小企業の本業支援という地域金融機関と税理士の共通の目的のために、「顔の見える関係」構築の重要性を語った。

◎進行／TKC全国政経研究会事務局長 内蘭寛仁

■とき…令和7年3月10日(月) ■ところ…TKC東京本社

—— 本日は、中小企業金融に関する研究者として第一線で活躍されている家森先生に、コロナ禍後の新たな金融情勢等を踏まえて、金融機関と税理士との連携による中小企業金融の円滑化とその重要性についてお話を伺います。

家森 約4年半ぶりに坂本孝司TKC全国会会長と『TKC会報』で対談がで

きるということで大変光栄であり、とても楽しみにしていました。よろしくお願ひします。

坂本 家森先生は東海財務局で金融行政アドバイザーを務められています。私の知人で地元の静岡県浜松市で著名な女性経営者も同じくアドバイザーを務めていたことから、10年ほど前にご縁が

できました。その方を通じて、名古屋大学で家森先生が金融システムの研究をご専門とされていると同時に、中小企業金融の研究にも熱心に取り組まれていること、その中で地域金融機関と外部専門家である税理士等専門家との協働の重要性について活発にご発言されていることを知りました。

家森先生のお考えは我々TKC全国会が目指す方向性と一致している部分が多くあり、シンパシーを感じて、その後赴任された神戸大学の研究室に訪問し、本誌のインタビュー企画（2016年12月号）でお話を伺って以来、交流させていただいています。また、全国会や地域会主催のセミナーでも講演いただく等、我々の活動を後押ししていただき、とても励みになっています。

家森 私も、このように坂本会長と意見交換をさせていただくことはもちろん、全国で中小企業の経営支援を担われてい



対談

家森信善

神戸大学
経済経営研究所教授

Photo：中島淳一郎



巻頭

坂本孝司
TKC全国会会長

る税理士の皆さんとお話してできる機会をいただき、それが研究にも生かされていて大変ありがたく思っています。

地域金融機関や信用保証協会の最優先課題は融資先の本業支援

——さて、家森先生には本誌2020年8月号の巻頭対談において、コロナ禍が長期化する中、地域金融機関と顧問税理士との連携による中小企業支援の必要性について坂本会長と語り合っていたいただきました。それから約4年半が経ち、コロナ禍後の中小企業金融の現状を家森先生はどのように捉えられていますか。

家森 コロナ禍では企業の倒産件数が

減少しました。これは、実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）等の異例の金融支援によるものであり、中小企業庁の研究会でも倒産抑止効果が検証されています。特にもともと経営状況が厳しい企業ほどゼロゼロ融資の恩恵を受けていました。しかし、現在はその返済が本格化し、もともと厳しい経営状況の企業は返済が困難な状況に陥っています。今後もこうした状況が続くと、ゼロゼロ融資によって先送りされた経営上の問題が表面化し、倒産の増加につながる懸念があります。

ゼロゼロ融資の本来の目的は、ポストコロナの新しい社会に対応できる企業へと生まれ変わるための猶予を与えること

でした。しかし、従前からの人材難やウクライナ・中東情勢の緊迫化に伴う物価高騰等の新たな課題が加わり、企業の変革は十分に進んでいません。そのため、地域金融機関や信用保証協会の課題は、単なる資金繰り支援ではなく、経営改善・事業再生など本業支援が最優先となっています。

——当時、TKC全国政経研究会では、自民党金融調査会との有事における資金繰り支援等に関する意見交換（本誌2020年4月号）や、各党TKC議員連盟を通じた経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ事業[※]）の制度見直し等について、積極的に提言させていただきました（本誌2022年3月号）。結果、それらが、ゼロゼロ融資の創設につながり、ポストコロナ事業における2回目の利用等の制度の見直しが実施される等コロナ禍の対応としては非常に意義があったと捉えています。

また、TKC全国会では、ポストコロナについて、令和4年4月から1年間、当初1千社の利用申請目標を立てて取り組み、結果、目標を大幅に超えた1560社の実績をあげることができました。現在は認定経営革新等支援機関（認定支援機関）として、利用申請した企業へのモニタリングに注力しています。

※令和7年4月1日から「バリューアップ支援事業（Vアップ事業）」に名称が変更

本業を強くし、ガバナンスを整備して 経営者保証に依存しない経営体を作る

——国による、脱・経営者保証に向けた取り組みにも大きな変化がありました。金融行政に深く携わるお立場から国の施策やその背景をご説明いただけますか。

家森 ご承知のとおり、2023年4月に金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（経営者保証に依存しない融資慣行の確立）が適用開始されました。これにより金融機関による経営者保証の徴求手続きが厳格化されました。元来、経営者保証には、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害するといった弊害が挙げられ、創業者や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる要因にもなっていることから、その意欲が阻害されることのないよう考えられた施策です。

ここで強調しておきたいことは、「監督指針改正の目的が、経営者保証を外すことそのものではなく、経営者保証が不要な経営体を作ることにある」という点です。そのために企業の経営改善を促し、経営の規律付けを補完する必要があります。

この監督指針は、ゼロゼロ融資の返済が本格化したことを受けて、2024年4月にも改正されました。事業者の状況

の変化や兆候を把握し、早め早めの対応を促進するとともに、信用保証協会や他の金融機関との早期の連携が求められています。さらに、企業に対するコンサルティング機能の強化として、早期の経営改善に関する計画策定等の活用と継続的なモニタリングを求め、税理士等の専門家との連携が明記されています。

そして、同年6月には、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の一部改正が適用開始されました。そのポイントは、中小企業の経営支援・事業再生支援等を主体的に実施することや、金融機関や各支援機関との連携強化、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を推進すること等が挙げられています。

——これらの施策に課題があるとすれば何でしょうか。

家森 企業の持続可能な成長には、「本業を強くする」ことが不可欠です。金融支援だけでは限界があります。そのため金融機関には早期対応（予兆管理）をして、日常的に経営力を高める支援が求められます。しかし、金融機関が単独で対応するには限界があります。具体的には、次の課題が顕在化しています。①支援を必要とする企業の増加、②金融機関の職員の減少、③企業との関係の希薄化による適時のモニタリングの困難さ——。

これらの課題を解決するためには、税理士等の外部専門家との連携が欠かせません。

これらの課題解決への取り組みの一つに、私が委員長を務めている中小企業庁の「円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会」があります。「モニタリングの高度化」とは、金融機関や信用保証協会による借り手企業の監視の強化を意味するのではなく、経営者自身が自社の経営状況を常に正しく把握し、早期に変調を察知できる仕組みを整えることです。目指していることは、まさしく坂本先生が仰っている「会計で会社を強くする」ことそのものです。経営改善や事業再生への取り組みは、早期着手が鍵となります。そのための「データ生成・取得」、「予兆管理」、「事業者支援」の各ステップにおいて、金融機関・信用保証協会だけでなく、外部専門家や支援機関と連携しながら進めていくというものです。

坂本 「経営者自身」に気づきを求める点は大変画期的ですね。我々も協力できる部分はぜひ協力していきたいと思います。——それらの施策の金融機関の捉え方や反応にはどのようなものがありますか。また、その中で外部専門家である税理士に求められる役割はどのようなものでしょうか。



家森 企業の本業を強くするには、しっかりと財務経営力が不可欠であり、そのためには「会計」を使って自社の業績をタイムリーに把握し早期に打ち手を検討することが重要です。我々の調査でも、会計の重要性は金融機関に浸透しています。融資判断において担保や保証を重視することよりも、財務の健全性（信頼できる決算書が前提）や経営者の資質（ガバナンス整備体制を含む）等が重視されています。

経営者保証に依存しない融資慣行が確立していくためには、規律付けを代替する会計がしっかりとしていることが大前提です。ガバナンスが正しい加減で、規律付けのために経営者保証をつけないと貸せないような企業には、金融機関はそもそも貸さない時代になっていくのではないのでしょうか。中小企業がしっかりとビジネスを続けられるように、経営者に会計の重要性についての気づきを与えることも税理士の皆さんの

役割として期待しています。

坂本 我々も金融機関に対して、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）のいわゆる3要件を関与先企業がクリアするために、顧問税理士として積極的にお手伝いさせていただくということを各地で地元のTKC地域会と地域金融機関が開催している実務者協議会等の中でご説明してきました。その際には「我々の運動は、ガイドラインが求めている、①公私混同をなくす、②収益力を高める、③適時・適切に情報開示する——という3要件を満たせるような素晴らしい経営者を金融機関と一緒に育てて輩出することが目的です」と金融機関の皆さまに必ず申し上げています。また、ガイドラインの3要件をクリアするため、関与先企業に対する個別支援も行っています。3要件をクリアすることが結果として、その企業の付加価値（限界利益）を向上させ、黒字化や優良企業の育成にもつながると考えています。

金融機関と税理士との連携は「ここが我慢のしどころ」

坂本 地域金融機関との連携に関しては、TKCの各地域会・支部で、地域金融機関が改正監督指針に適切に対応でき

るように「トップ対談」あるいは「実務者協議」等を展開し、金融機関との「顔の見える関係」構築に向けた取り組みが着実に進められ、一定の成果がみられています。しかし、まだまだ「手応えが感じられない」、あるいは「期待するような進展がみられない」との実感もあります。そこで、拙著『職業会計人の独立性——アメリカにおける独立性概念の生成と展開』（TKC出版、2022年）で米国の歴史を辿りながら、本誌2024年6月号の巻頭言（「米国の歴史に学ぶ、税理士と金融機関との『顔の見える関係』醸成のプロセス」）の中で「ここが我慢のしどころ」と述べました。

これを受けて、家森先生から翌月7月号提言欄にて「地域金融機関と『顔の見える関係』が徐々に構築できてきた」とのエールを送っていただいたことは、大変勇気づけられました。

家森 坂本先生の論致を拝読し、強い「想い」を感じました。そして、我々の調査を踏まえて、日頃のTKC会員の皆さんの事務所と支店レベルでの交流、TKC地域会と金融機関の本部組織レベルでの交流等の成果として、「顔の見える関係」構築は着実に進んでいることをお伝えしたかったのです。

坂本 非常にありがたいことです。

私が「ここが我慢のしどころ」と申し上げたのには理由があります。私は長らくドイツと米国の中小企業金融の研究に取り組んできました。現在、両国では金融機関と税理士とが相互補完、相互依存の関係にあります。決して最初から信頼関係が築かれていたわけではなく、不断の努力で相互理解を進め、強固な連携が図られてきたという歴史がありました。

まず、米国の会計監査の歴史を振り返ると、日本の通説では、「1900年代初頭、米国の会計職業は、信用監査により発展した」とされています。しかし、この「通説」に対して、「銀行のための信用監査は、『通説』が主張するほど一般化されてはいなかった」と唱えたのが千代田邦夫立命館大学名誉教授（元金融庁公認会計士・監査審査会会長）でした。千代田教授は、「銀行のための信用監査」の一般化を妨げた要因として、「銀行間の激しい貸し出し競争」と「会計士による監査証明に対する銀行の不信」の二つを挙げています。ここが現在のわが国と相通じるものがあります。

銀行業界と会計士業界との関係が大きく変わったのは1960年代です。銀行が中小企業の財務計算を受託したことにより、会計人業界は大変な危機に見舞われたのです。そこで米国公認会計士協会

（AICPA）が、『職業専門家としての行動基準書』の中から倫理規定とその施行規則を大量に印刷して、米国内の全ての金融機関に送付することにより、厳格な拘束性の中で業務を行っている会計士は、信用に足る存在であるとの理解と啓蒙を促し、金融機関との連携が進んだのです。

家森 大変興味深いお話ですね。

坂本 ドイツでも、「決算書の信頼性」を確保するために金融業界と会計人業界とが協議し、協力関係を構築してきた歴史があります。詳しくは拙著『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』（中央経済社、2012年）と『ドイツ税理士による決算書の作成証明業務——ドイツ連邦税理士会『声明』の解説（第2版）』TKC出版、2016年）にまとめています。

まず、1961年に信用制度法が制定され、同18条で金融機関に対して、一定額以上の融資に年度決算書の徴求を義務付けました。さらに1964年には税理士等による「年度決算書」に係る証明書（ベシヤイニグング）を求める通達を出しました。1998年、税理士業界に危機が訪れます。連邦金融制度監督局が、「年度決算書の信頼性は、それを作成した税理士の適格性に拠る」、つまり「金融機関は信用できる税理士を選別すべき

だ」という旨の通達を出したのです。

それから連邦税理士会は自立強化の道を邁進しました。2002年にはドイツの全金融機関が一斉に、企業等に対して、銀行に提出される一切の年度決算書について一定の信頼性を付与する証明書を求める「要望書」を出したことにより、税理士によるベシヤイニグング作成業務が一般化されることとなりました。さらに2004年には連邦税理士会・ドイツ税理士連盟・DATEV社が『税理士業務における品質保証と品質管理』という基準書を発表して現在に至ります。

このように米国とドイツの歴史を振り返ると、わが国の現状と驚くほど酷似しており、わが国の今の金融機関と税理士との連携は、「過渡期」にあると理解していたのだかったので、「ここが我慢のしどころ」とあえて申し上げた次第です。

金融機関と税理士による「顔の見える関係」構築は着実に進んでいる

家森 私がRIETI（独立行政法人経済産業研究所）のファカルティフェローとして、2023年11月から12月にかけて、全国の地域金融機関支店長7000人を対象に実施して、2516人（回答率35・9%）から回答を得たアンケート

RIETI「挑戦する企業・地域を支える地域金融機関の営業現場の取り組みの現状と課題：2023年・地域企業の持続的発展のための地域金融の現状と課題に関する実態調査の結果概要」図表65と図表89をもとに編集部が作成

■図表 1 地域金融の現場からみた税理士連携

今回調査結果と2017年調査結果の比較：助言や情報提供の経験の割合			単位：％
提供したことのあるコンサルティング内容	2023年調査	2017年調査	
⑥専門家や専門機関の紹介 (税理士・弁護士・中小企業診断士・弁理士・コンサルタントなど)	82.1	56.4	
⑩国や地方自治体などの公的支援策のうち金融関連のもの	78.6	51.7	
①新しい販売先	76.9	59.4	
⑦不動産の取得や借入	76.6	58.7	
⑪国や地方公共団体などの公的支援策のうち金融関連以外のもの	67.3	53.9	
⑤人材の紹介	54.9	39.2	
⑧既存不動産の活用	54.6	51.3	
②新しい仕入先	50.8	48.4	
⑰デジタル化への対応支援	45.2	—	
⑯SDGsへの対応支援	42.4	—	
⑭税務に関する当該企業の状況に即したアドバイス	36.9	49.4	
⑬潜在的な事業承継先	34.5	34.9	
④新商品や新規事業	33.4	37.0	
⑨新しい資金調達方法	29.0	36.2	
⑮リスクマネジメントに関するアドバイス	15.9	24.1	
③新しい技術やその技術の入手方法	15.2	29.2	
⑫潜在的な資本提携先	10.9	19.8	
⑱その他の項目	6.4	—	
⑲上記の全項目のいずれも該当しない	1.5	3.0	
調査数	2,394	2,655	

■図表 2 税理士と貴支店との連携について

問20. 税理士等と貴支店との連携について、下記で当てはまるものを全て選んで下さい。								
	調査数	野税理士には、税務以外の幅広い分野での連携を期待している	税理士との連携した支援が取引先の再生・成長に有益であった事例がある	コロナ禍に対応するために、税理士との連携を活性化させた	税理士との信頼関係は強まった（従前から十分に強かった）	取引先企業の再生において税理士の協力が得られずに困ったことがある	与信判断や経営者保証の必要性の判断に、税理士法第33条の2に基づく書面添付制度を活用している	当てはまるものはない
全 体	2,409	47.5	42.3	23.4	21.0	17.7	8.1	18.0
業態別	地方銀行	758	47.4	45.0	20.6	21.1	19.1	8.6
	第二地方銀行	244	44.3	44.3	22.5	16.0	18.0	7.8
	信用金庫	1,138	50.2	41.0	24.5	22.1	17.3	7.6
	信用組合	269	39.4	37.9	27.1	20.4	14.9	8.9

単位：％

があります（2024年12月公表）。
その中で、支店長が「提供したことのあるコンサルティング内容」で最も多いのは「専門家や専門機関の紹介」で、82・1％にのびります。ここで言う「専門家」の中で一番の連携先は、「税理士・公認会計士」で、約半数の52・1％を占めています。また、2017年調査で「専

門家や専門機関の紹介」を挙げた支店長は56・4％でしたので、25％ポイント以上増加しています（図表1）。
従って、金融機関と税理士等との連携関係は、大きく進展していると捉えることができます。
さらに、「税理士には、税務以外の幅広い分野で連携を期待している」と回答

した方が47・5％で約半数おり、「税理士との連携した支援が取引先の再生・成長に有益だった事例がある」と回答した方も42・3％います（図表2）。
これらの結果から、支店長にとって専門家紹介は、最もよく使う支援ツールであるということです。支店長にとって「良い専門家」を紹介できるかどうかを経営

者の信頼を獲得する鍵になります。独立した公正な立場から、会計データをもとに、時には厳しく経営者に助言できる税理士が連携先に選ばれ、支店長の「道具箱」に入れるのではないかと思います。

坂本 それは我々にとっても大いに自信につながる実証データですね。現状、金融機関も人手不足は否めない状況でしょうから、我々の全ての関与（融資）先企業に出向いて顔の見える関係を構築するのは不可能と思われます。そのため、融資先企業の中でも特に気になる企業、あるいは、融資先ではないけれど金融機関から見えて接点を作りたい優良企業について、例えば、「決算報告会」に我々と一緒に参画いただくことで連携のきっかけを作るのも一案だと考えています。

家森 金融機関も人手不足である状況は間違いありません。その解決策として、外部専門家との連携を模索している中、企業の「決算報告会」という、まさに企業の実態や今後の方向性などを確認する場に同席できるのは金融機関にとって大きなメリットになります。金融機関のリリース面から見て、全ての企業に同じような対応をとれない中、税理士が深く関与されている企業のお話を重点的に聞けるというのは現実的で、素晴らしいご提案だと思います。

税務会計保証・経営助言の専門家として企業にとって頼りになる存在へ

坂本 我々はこれから6年間、新たな運動方針「会計事務所の経営革新 税理士の4大業務を完遂し、中小企業を元気にしよう！——月次決算体制の構築がすべての基本」を掲げて活動していきます。この新しい運動方針には「日本の全法人の9割超が中小企業であり、そこで働く従業員数は約7割を占めている。このことを真正面から捉えて中小企業をご支援していく。税理士の4大業務を実践することで経営革新（イノベーション）を起こし、未来の日本経済の成長と発展に貢献したい」という想いを込めました。

金融機関の皆さまに向けて、税理士が、会計帳簿を全ての基盤として、月次巡回監査とTKCシステムを通じて、「税理士の4大業務（税務・会計・保証・経営助言）」を独立した公正な立場で同一企業に同時提供していること。関与先企業による適時に、正確な記帳（入力）を指導することで「帳簿の証拠力」を確保すると同時に、月次決算を構築して自社でタイムリーな業績管理が行えるよう支援していることについて、より理解を深めていただく活動に取り組んでまいります。そのためには、「税理士による書面添付

（保証業務）」や「TKCモニタリング情報サービス（MIS）」あるいは、『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」、さらに認定支援機関制度等、我々が取り組んでいる業務のさらなる浸透と、理解を得ることが必要だと考えています。

家森 我々の先ほどの調査によると、金融機関の支店長の約半数が「税理士には税務以外の幅広い分野での連携を期待している」と回答しています。

すでに、税理士は税務の専門家にとどまらない存在であると、多くの支店長に認識されています。ただ、税理士が頼りにされているのは、企業のことをよく理解されているからです。したがって、年に1回しか経営者と会わない税理士さんは頼りにされることはないでしょう。以前、坂本会長から教わったことですが、TKC会員の皆さんが行っている月次巡回監査によって、企業の全ての取引内容の事実認定が行われ、いわゆる関与先企業の「かまどの灰」まで知っている関係が構築されているということが重要です。その上で経営助言業務まで実施しているというのであれば、まさに金融機関にとって頼りになる存在となります。他方、そうした月次巡回監査が実施できていない方は、どこに自分たちの強みを確立し

ていくのかを、改めて考える必要がある
と思います。

坂本 4大業務の中心には会計帳簿
(仕訳)があります。会計帳簿の信頼性
を高めるためには、起票・記帳(入力)
を企業自身が行い、税理士が月次巡回監
査で事実認定等をチェックし指導する。
経営者が数字を見て経営判断ができるよ
うになるという月次決算体制の構築が
「会計で会社を強くする」につながるこ
とを念頭に置き、月次巡回監査を徹底断
行することを肝に銘じて、新しい運動方
針に取り組みます。



金融機関と税理士が、信頼をもとに 知恵を出し合い中小企業を支援しよう

——最後に、税理士が地域金融機関と
の「顔の見える関係」を構築し、これま
で以上に中小企業の存続と成長に貢献し、
社会からの期待に応えていくために、メ
ッセージをいただけますか。

家森 企業の成長は、経営者・金融機
関・税理士共通の願いです。両者が目指
す方向は同じです。企業が苦境に立たさ
れているいまこそ、これまで以上に連携
を深めることが求められます。金融機関
と税理士が「顔の見える関係」を構築し、
信頼をもとに知恵を出し合うことで、企
業の成長を支え、それらが、ひいては地
域経済の発展、さらには、社会全体の活
性化につながると考えています。

また、税理士の皆さまにとっても、税
務の専門家にとどまらず、企業の成長を
経営全般から支援するパートナーとして
の役割を果たすことは、税理士の価値を
より高め、新たな活躍の場を広げること
にもつながります。金融機関も税理士事
務所もさらにそこで働くスタッフの皆さ
んも、お客さまから喜ばれること、感謝
の言葉をいただけることに仕事の「やり
がい」を感じているのではないでしょ
うか。

これまでの皆さんの努力で、企業・金
融機関・税理士が一体となり、よりよい
社会の実現に向けて力を合わせる土台は
できています。その土台を活かして、自
信を持って進んでいただきたいです。

坂本 家森先生からいただいた激励の
言葉は多くのTKC会員に響くはずです。
我々は、これまで以上に関与先企業の親
身の相談相手として取り組んでまいりま
す。いつの時代も中小企業金融における
税理士のカウンターパートは地域金融機
関です。この関係は今後100年経って
も変わらないでしょう。引き続き、自信
を持って金融機関とのトップ対談や実務
者協議等の活動を行い、中小企業支援と
いう共通の目的を持つ両者がお互いの業
務の理解を深めて、相互補完、相互依存
の関係を築く努力をしてまいります。

(構成／TKC出版 石原 学)

家森信善◎やもり・のぶよし

1963年滋賀県生まれ。86年滋賀大学経済
学部卒業、88年神戸大学大学院経済学研究科
博士前期課程修了。2004年名古屋大学大
学院経済学研究科教授、14年神戸大学経済経
営研究所教授、16年同副所長、21年同所長。そ
のほか、11年金融庁・金融審議会委員、15年中小
企業庁・中小企業政策審議会臨時委員、金融庁
「金融仲介の改善に向けた検討会議」有識者メ
ンバー、16年金融庁参与、地域経済活性化支援
機構(REVIC)社外取締役等を歴任。

日本政策金融公庫とT K C中部会との連携事例

1. トップ対談・情報交換会

T K C中部会は、2025年2月19日、日本政策金融公庫から国民生活事業本部東海地区統轄青野浩之様ほか名古屋市内の事業統轄など5名、T K C中部会村瀬潔会長ほか3名の役員等が参集し、トップ対談・情報交換会を開催しました。

トップ対談は、動画「税理士の未来」の視聴から始まり、村瀬潔会長から中部会の運動方針である『TSUKAME・未来!! 時代の半歩先へ』の解説がなされました。T K C方式の自動化を推進しつつ、月次巡回監査に基づく月次決算の重要性や、経営者の親身の相談相手たる税理士の役割についても補足説明されました。また「月次決算速報サービス」にも触れ、当機能の利用を促進することに関与先企業の黒字化、優良企業への成長支援につなげていきたいと述べました。続いて、日本政策金融公庫から次の4点について発表がありました。

日本政策金融公庫から

(1) 中小企業・小規模事業者の景況と課題

足元の中小企業・小規模事業者の景況感には、持ち直しの動きに足踏みが見られるが、業況判断D Iには改善が見られる。業種別では製造業、卸売業、建設業で改善が顕著。一方、資金繰りD Iは悪化しており、コロナ禍の借入の増加が影響していると考えられる。また、原材料高、人手不足等から先行きを不安視する声が多い。小規模事業者が課題を抱えつつも事業を継続する中、T K C会員と連携し効果的な本業支援を行いたい。

(2) 中小企業・小規模事業者、創業者支援

愛知県内の創業融資の実績は、件数、金額ともに前年を上回っており、創業機運の高まりが見られる。日本公庫は、他支援機関とのネットワークを構築しており、創業セミナー、個別相談会を開催するなど創業を志す方々を支援している。また、次世代の創業者を育成するため、高校生ビジネスプラングランプリを主催

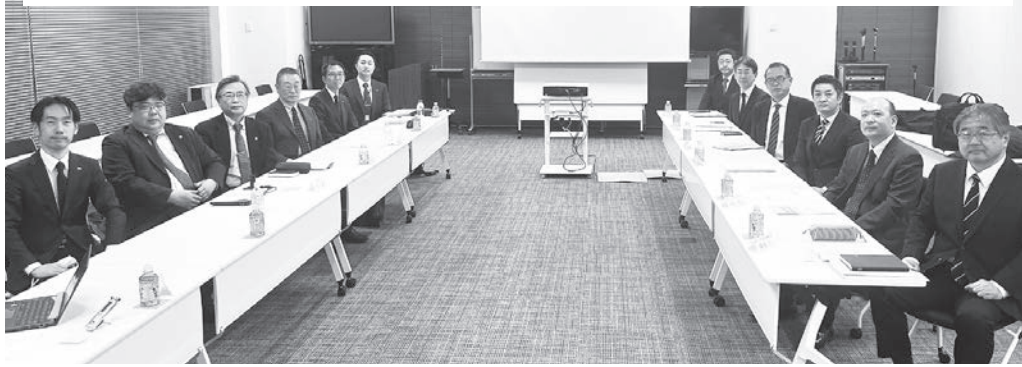
しているほか、スタートアップ支援のため、専門部署であるスタートアップサポートプラザを設置するなど体制を強化し、ステーションA Iとも連携を図っている。昨年はT K C中部会と連携し、創業セミナーを開催したが、今後も継続して取り組みたい。

(3) 事業承継の事例と課題

日本公庫は、2019年から事業承継マッチングを開始し、事業の譲渡希望約5千件、譲受希望約1万1000件のニーズを受け、約270の成約につなげた(いずれも昨年9月までの累計)。T K C中部会とも連携し、支部の研修会で事業承継の事例を紹介している。一方、事業者を取り巻く環境は厳しく、廃業予定や後継者未定企業は全体の77・5%と深刻である。また、この半数以上が黒字経営であった。今後とも、T K C中部会や事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業者の相談に対応したい。

(4) 各県の信用保証協会や他支援機関との連携事例

東海地区の信用保証協会、税理士とは、創業支援について連携を強化している。信用保証協会との若手職員合同研修では、T K C中部会会員を講師に招き、税理士



出席者 (敬称略)

■日本政策金融公庫

東海地区統轄
東海地区統轄室長
東海地区統轄室
名古屋中支店事業統轄
名古屋支店事業統轄
熱田支店事業統轄

青野浩之
大野隆之
硯見 仁
横田 剛
堀 正明
成島高理

■TKC中部会

会長 村瀬 潔
副会長 星加雅伸
副会長 浅野雅大
広報委員長 鳥居 翼
三重SCGサービスセンター長 坂 祐希
名古屋SCGサービスセンター長代理 安澤和徳

の視点から創業支援を学び、意見交換会や個別相談会も実施している。その他、民間金融機関とは協調融資を、商工会議所・商工会とは相談会を、事業承継・引継ぎ支援センターとはマッチング支援を、よろず支援拠点とは専門家紹介などを連

2. 地元金融機関も交えた連携事例

携して取り組んでいる。今後もTKC中部会等支援機関との組織的な連携を通じて事業者の課題解決を図りたい。

(1) 日本政策金融公庫と信用保証協会との合同研修

昨年は、「税理士から見た創業支援」や、「適時適切な会計帳簿作成の重要性、粉飾決算の見抜き方」というテーマで、三重県で開催しています。参加者からは、「創業支援について生の声を聞く事ができたほか、創業後も面談を重ねて、支援を継続してくれることに大変感激した」「創業者に対する税理士のサポート内容など、大変貴重な話を聞くことができた。税理士との連携の必要性を再認識した」「創業者の課題を知ることができ、今後の業務に役立てたい」といった声がありました。こうした連携事例は地元のテレビ局・新聞にも取り上げられています。

(2) 認定経営革新等支援機関情報交換会

毎年2月頃に各県にて開催しています。東海財務局、活性化協議会や信用保証協会、日本政策金融公庫や地域金融機関が

一堂に会し、中小企業・小規模事業者支援の取り組みを意見交換しています。「コロナ禍で経営が悪化した取引先の最近の業況と支援機関の取り組み」「経営改善、事業承継の取り組み」「伴走支援の在り方」などをテーマに、行政機関や金融機関とTKC会員、相互の情報共有の場となっています。

(3) 創業セミナーの合同開催

日本政策金融公庫津支店が三重県支部と連携し、昨年7月に「創業セミナー」を開催しました。現地とオンラインのハイブリットにて、現地12名、Web12名が参加。第1部では浅沼慎也会員(税理士法人STAYGOLD/TKC中部会三重県支部)が、創業の基礎知識とビジネスプランの立て方を講義した後、第2部では個別相談会を開催し、創業融資にも繋がっています。本年は、中小企業支援委員会が中心となり、各県において「創業セミナー」を開催する予定です。

TKC中部会は本年5月にも日本政策金融公庫、信用保証協会との協議会(交流会)を開催予定です。「顔の見える関係」を一層強固にしていきたいと思います。

(TKC三重SCGサービスセンター長 坂 祐希)

●オーベルジュドゥオオイシ フランス料理店

緻密な業績管理と巧みな戦略で 幾多の危機を突破し筋肉質の会社

豊かな自然と瀬戸内海を望む絶景が人気の「屋島」。その美しい自然のなかに、オーベルジュドゥオオイシはひっそりと佇む。社長であり、シェフである大石正邦氏は巧みな戦略を通して、幾多の危機を乗り越えてきた。その秘訣は、月次決算を通じた緻密な業績管理にある。

香川県の北部に位置する、屋島。頂上の水平な地形が建物の屋根を彷彿とさせることから、この地をそう呼ぶようになったという。屋島は高松市の市街地から車で15〜20分ほどの距離にあり、源平合戦の史跡などの名所が点在していることから、日々多くの観光客がこの地を訪れている。もともとは瀬戸内海に浮かぶ離島だったが、江戸時代に行われた大規模開拓の末、陸続きになったと言われている。「屋島は私が生まれ育った場所、ここに店を構えることはかねてからの夢でした」

こう語るのはオーベルジュドゥオオイシの社長であり、シェフの大石正邦氏。経営者として会社をけん引する傍ら、今なお厨房に立ち、日々訪れる顧客に向けて上質なサービスを提供している。特に地元の食材をふ



大石正邦社長と多田羅秀治税理士（左）

店舗移転がターニングポイント

んだんに使ったフレンチは、多くの顧客を魅了してやまない。もともとは高松市の繁華街に店を構えていたが、1998年に大石社長の地元である屋島に

移転した。「オーベルジュ」と名乗っていることから分かる通り、レストランの隣には宿泊施設が併設されている。客室からは瀬戸内海を一望できるなど、ロケーションも抜群だ。料理人として独立した当初か

株式会社オーベルジュ ドゥ オオイシ
創業 1988年11月
所在地 香川県高松市屋島西町 65
利用システム FX2 クラウド



BAST 優良企業の定義

1	書面添付の実践
2	中小会計要領への準拠
3	限界利益額の2期連続増加
4	自己資本比率が30%以上
5	税引前当期純利益がプラス
6	TKC自計化システムでの月次決算の実施

ら、フランスへの視察旅行を定期的に行っていた大石社長は、フランスでは宿泊施設を備えたレストランが郊外に多く出店しており、いずれも繁盛していることを知る。本場のレストランを訪ね歩くなかで、オーベルジュというスタイルは日本の地方都市、特に屋島との親和性が高いと考えた大石社長は、店舗の移転にあわせて宿泊施設を建てることを決断した。

とはいえ、既述のとおり屋島



月次巡回監査では最新業績をもとに今後の対策を検討。
右が徳田美砂子監査担当

①地元の食材を使用した本格フレンチが売り
②③宿泊施設からは瀬戸内海を一望できる

は高松市の中心から離れたところにある。県内有数の観光地ではあるが、「立地が飲食店経営の行方を左右する」という業界の常識からすれば、郊外への移転によって顧客が離れてしまう可能性が高い。実際に、「集客に苦戦するのでは……」と懸念する声もあったが、当の大石社

長は「上質な料理やサービスを提供し続けることで、顧客の離脱防止と新規顧客の獲得を実現できる」と判断。店舗移転と宿泊施設の建設を着実に進めていった。
大石社長の読みは見事的中。店を郊外に移し、宿泊施設を併設したことで、大阪や神戸とい

った県外からも多くの顧客が訪れるようになった。「当店には料理はもちろん、スタッフのファンだというお客さまも多くおられるので、移転後も客足が遠のくことはありませんでした」と、大石社長は話す。

豊富な資金が経営不安を解消

以来、約30年にわたって屋島の地で営業を続けてきたが、そもそもなぜ拠点を繁華街から郊外に移したのだろうか。

それは冒頭で大石社長が語ったように、地元で店を構えたいという「夢」が背景にあるが、実はもう一つ、店を移転せざるを得ない理由があった。毎月の家賃が経営を圧迫していたのだ。大石社長は当時を次のように振り返る。

「以前は繁華街にあるビルの最上階に店を構えていました。好立地で店内も広々とした良い場所だったのですが、その分、家賃も高かった。毎月の家賃に加えて、材料仕入れや従業員の給与、水道光熱費などを差し引くと、利益はほぼ手元に残らない状態でした」

手ごろな値段で本格フレンチを楽しんでほしいという大石社

長の思いから、料理の提供価格も一般的なフランス料理店と比べて安価に設定。実際、集客も上々で売り上げも十分に上がっていたが、各コストが利益を引き下げた。

「経理は私が担当していたので、毎月の試算表を通してどの経費がどれくらい発生しているかをしっかりと把握していました。最新業績をもとに利益率を改善するための策をいろいろと打ち

ましたが、一進一退の状態が続いたので、思い切って店舗の移転と高付加価値路線へのシフトに踏み切りました」

と大石社長が説明するように、移転前に比べて、ランチ、ディナーの価格をそれぞれ2倍近く引き上げた結果、「落ち着いた雰囲気のおかげで上質な料理を味わいたい」「瀬戸内海を眺めながらゆったりとした時間を過ごしたい」という顧客のニーズを取り込み、客単価が上昇。毎月の売上高も拡大した。

また、家賃の支払いがなくなつたことで、経常利益率が大幅に改善。自己資本比率も向上するなど、「筋肉質」な経営基盤が構築された。新型コロナウイルス感染症が流行した際には、休業や時

●シリーズ 優良企業の流儀・

1月25日放映のBS11 特別番組「ドキュメント 戦略経営者」をTKCホームページで公開しています。誌面とあわせてご覧ください。



●バンカーズアイ

高松信用金庫

香川県高松市瓦町1-9-2(本店)
香川県高松市高松町3008-2(屋島支店)

屋島支店支店長 小笠原孝治

業務推進部副長 坂東知樹

業績を適時・正確に開示する姿勢を高く評価

当庫は香川県全域を営業エリアとして、地域経済の発展と活性化を念頭に、中小企業の伴走支援に取り組んでいます。金融支援はもちろん、販路拡大など、中小企業が抱えている課題の解決に向けたサポートを通して、中小企業の活躍を後押ししています。

オーベルジュ ドゥ オオイシさまは30年近くお付き合いしている大切なお客さまです。オーベルジュ ドゥ オオイシさまが店舗を移された当時は、屋島は今のようによく集まるような場所ではありませんでした。それでも、当庫が融資を実行し続けることができたのは、大石社長が客単価や予想売上高、予想利益などをしっかりと算出し、それを事業計画に反映された結果だと推察します。融資審査においては、経営者自身の意欲や情熱も判断材料になるので、大石社長が移転に懸ける思いを、当庫の担当者に熱を込めて説明されたのではないのでしょうか。

大石社長は自社の業績を積極的に開示されています。具体的には、「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)*で、決算書をデータで提供いただいています。多田羅秀治顧問税理士のお墨つきを得た、信ぴょう性の高い財務データをタイムリーに提供いただいているので、当庫ではオーベルジュ ドゥ オオイシさまの業況を適時かつ正確に把握するとともに、必要な支援策を迅速に打つことができています。

当庫としても、決算書を適時・正確に開示する大石社長の姿勢は素晴らしいと考えています。



小笠原孝治支店長



坂東知樹氏

短営業を余儀なくされたが、手元資金をしつかりと蓄えていたこともあり、難なくコロナ禍を乗り越えたという。

「従業員には『1年間休業したとしても、みんなに給与を支払えるだけのキャッシュはあるから安心してほしい』と伝えました。日ごろから業績を注視し、自社の状況を的確に把握していたからこそ、不測の事態にも浮き足立つことなく、どつしりと腰を据えて対応できたのだと思います」(大石社長)

そんな同社の経営をサポートしているのが多田羅秀治税理士だ。同社では多田羅税理士の勧めでTKCの会計システムを導入。徳田美砂子監査担当が同社を毎月訪問し、最新業績や予算の進捗状況などを確認しながら意見交換する場を設けるなど、月次決算体制を確立している。

多田羅税理士は言う。

「会社が存続発展していくには黒字決算を継続する必要がある、そのためには経営者自身が自社の業績をこまめにチェックし、

それが前年同月や計画と比べて良いのか、悪いのか、悪いとしたら何が原因なのかを追究する必要がある。自社の業績に関心を持つこと、業績をもとに利益を確保するための打ち手を考えることは、会社経営の基本の『キ』です」

攻めの姿勢でさらなる飛躍へ

冷たい北風が肌を突き刺す冬のある日。大石社長と多田羅税理士、徳田監査担当が同社の応接室に参集していた。月次巡回

監査である。3人がパソコンに表示されている《365日変動損益計算書》に目を向けるなか、徳田監査担当が口火を切る。

「今月は前月に比べて売り上げが伸びている一方、仕入単価も上がっている。限界利益率はほぼ横ばいで推移しています。材料費が軒並み高騰しています。が、今後の対策として何か考えていますか」

このように問われた大石社長は、「コロナ禍以降2回値上げをしたので、これ以上の値上げは考えていない。収益の柱になるような新商品を展開し、卸売業者が割引価格で提供してくれるときに食材をまとめ買いすることで、利益をしつかり確保していきたい」と返答。その後、予算の進捗状況と今後の展望などについてやり取りを交わし、この日の監査は終了した。

このように、未曾有のコスト高騰は同社の経営を直撃しているが、大石社長は「攻め」の姿勢を崩さない。今後は、新しい宿泊施設やブドウ畑、ワイナリーの建設を予定しており、収益の柱として育てていきたいと意気込む。



* TKCモニタリング情報サービス(MIS) …TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書などの財務情報を関与先企業からの依頼に基づいて、金融機関に開示する無償のクラウドサービス

経理業務のデジタル化、
標準形は“デジタルシームレス”。
ポイントは次の7点！

- ① ペポルインボイス・インターネットバンキングからの仕訳計上
- ② 電子取引(証憑)の訂正削除履歴の授受・保存
- ③ 電子取引(証憑)から生成した仕訳の訂正削除履歴の授受・保存
- ④ 電子取引(証憑)と仕訳のトレーサビリティ(相互関連性)の確保
- ⑤ 上記(デジタルシームレス)に対応したシステムの利用
- ⑥ デジタルシームレスに対応したシステムで証憑と帳簿の保存を行ったことの証明
- ⑦ 国税庁への事前届出

※令和7年度「税制改正大綱 電子帳簿等保存制度の改正」より

TKCシステムなら証憑から日々の仕訳、
毎月の試算表、決算書に加え、
申告書、納税までデジタルシームレスで
一気通貫です。



「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和7年4月30日現在

金融機関名		本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
				決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
政府系金融機関					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	51,409	6,481
2	日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和 2年12月	8,415	—
3	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	8,121	2,197
都市銀行					
3	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	5,350	1,082
4	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,463	602
5	みずほ銀行	東京都	令和 元年 9月	3,383	52
6	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	3,352	480
7	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,276	448
地方銀行・第二地方銀行（上位50行）					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	4,711	1,405
2	八十二銀行	長野県	平成30年 5月	3,621	745
3	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,554	483
4	足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,368	836
5	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	3,159	559
6	中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,137	586
7	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	3,112	410
8	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	3,024	523
9	京都銀行	京都府	平成30年 7月	2,962	555
10	広島銀行	広島県	平成28年11月	2,527	400
11	第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,479	622
12	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,455	455
13	あいち銀行	愛知県	平成31年 3月	2,389	435
14	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,359	332
15	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,348	494
16	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	2,273	416
17	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,267	424
18	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	2,210	453
19	北國銀行	石川県	平成28年11月	2,151	346
20	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	2,148	330
21	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	2,055	363
22	七十七銀行	宮城県	令和 元年 6月	2,008	597
23	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,955	334
24	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,931	210
25	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,872	301
26	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,825	310
27	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,751	310
28	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,729	299
29	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,720	233
30	きらばし銀行	東京都	平成29年 7月	1,664	231
31	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,651	338
32	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,648	186
33	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,605	651
34	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,516	249
35	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,516	204
36	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,500	309
37	三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,498	261
38	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,402	152
39	琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,355	176
40	大光銀行	新潟県	平成29年 6月	1,338	424
41	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,315	221
42	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,298	168
43	山口銀行	山口県	平成28年11月	1,287	253
44	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,253	168
45	東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,237	247
46	百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,228	183
47	山梨中央銀行	山梨県	平成29年 2月	1,218	300
48	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,216	140
49	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,210	197
50	仙台銀行	宮城県	平成28年12月	1,174	439
上記以外の地銀・第二地銀			計	33,696	6,297

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
信用金庫（上位30庫）				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	2,768	810
2 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	2,319	617
3 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	2,194	443
4 埼玉縣信用金庫	埼玉県	平成30年12月	2,106	379
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,709	355
6 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,691	720
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,450	267
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	1,390	151
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,337	185
10 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,275	521
11 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	1,273	212
12 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	1,249	151
13 尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	1,222	141
14 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	1,207	110
15 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,198	101
16 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	1,196	212
17 大阪信用金庫	大阪府	令和 元年12月	1,167	118
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	1,143	235
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	1,114	157
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,079	87
21 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,064	120
22 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	1,063	255
23 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	1,016	115
24 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	968	185
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	949	184
26 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	896	173
27 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	888	228
28 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	882	81
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	869	135
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	841	108
上記以外の信用金庫		計	52,520	10,783

信用組合（上位5組合）				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,079	394
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	755	105
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	451	34
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	422	84
5 新潟縣信用組合	新潟県	平成30年11月	384	89
上記以外の信用組合			計	7,629 1,759

信用保証協会（上位5協会）				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和 元年 6月	2,994	298
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,200	370
3 東京信用保証協会	東京都	令和 4年 4月	2,052	407
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,002	784
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,286	167
上記以外の信用保証協会			計	15,554 3,804

■ 金融機関業態区分別集計

金融機関業態区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	89,601	12,234
2 地銀・第二地銀	97	96	135,925	25,560
3 信用金庫	254	247	92,043	18,339
4 信用組合	129	77	10,720	2,465
5 信用保証協会	51	44	26,088	5,830
6 その他	—	23	507	171
合計	541	497	354,884	64,599

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(497機関)

令和7年4月30日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
きたそらち農業協同組合
東神楽農業協同組合
十勝清水町農業協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
北部信用組合
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫

白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
茨城県信用保証協会

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
足野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
熊谷商工信用組合
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会
古川信用組合
千葉県信用保証協会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用組合
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
東鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合

江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟県信用組合
興栄信用金庫
はばたき信用組合
協栄信用組合
巻信用組合
新潟大米信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用農業協同組合連合会
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫

飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナン農業協同組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

あいち銀行
名古屋銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用組合
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫
紀南農業協同組合

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県農業協同組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
広島県信用保証協会

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用農業協同組合連合会
山口県漁業協同組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
筑塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひびき信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
べっぴん日出農業協同組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.69

発行日 令和7年5月29日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 中村・井上